

学会参加報告 野生動物と社会学会 ―公共政策学としての野生生物管理学―

島田 駿（ワイルドライフマネジメント事業部 関東支社）

島田からは、12月の野生動物と社会学会で行われたテーマセッション「TS-02 公共政策学としての野生動物管理学」と「TS-04 鳥獣政策に関する各種計画や政策の課題と展望」についてご紹介します。

①（TS-02）公共政策学には「In」「of」の二つの知識がある。それぞれ政策決定に必要な知識「研究者」、決定と設計に関わる知識「行政」となっており動物の管理計画策定で「研究者」が「行政」に対し提案したことが政策の場で「投入・利用」されず無力感を感じてしまう場合が多い。これは「In」「of」で活用できる知識領域が違うためにおこる。研究者に対し、ofの知識が存在していることを周知し議論を深めていく必要がある。という問題に対し個体数管理の政策から見ていくと、

- ・「In」の知識及び技術も不足している
- ・研究者と行政で情報にギャップがある
- ・法律やナワバリの関係で非合理対策がてんこ盛りになる

そのため、「of」の知識や情報について関係者間で共有していく必要がある。というものでした。

②（TS-04）では、特定計画について、課題と対策を項目ごとに述べられていました。

その中で計画の実行体制については縦割り行政

や不仲（例：農水と環境部署）、人材不足、市町村への普及という課題に対し

- ・対策室などの連携部署を作る
- ・行政、専門家を構成員とした会議を開催、実行部隊をつくる

という対策が提案されていました。個人的にはこの課題が今後行政側で大きな課題になってくるのかなと思いました。連携部署については農水と環境でできること動ける範囲が違うということを解決できますし、関係者を構成員とした会議では①ででた法律やナワバリの関係で非合理対策がてんこ盛りになることを避けることができ対策実行をスムーズに進めるための提案として参考になりました。

①、②から今後動物の被害対策に関わった際は情報共有、連携がとりやすい場を増やすことが重要であると考えられました。

野生動物と社会学会は実働的な発表、特に被害対策関係の発表は共感・理解できるものが多く動物との軋轢軽減を考えている人には是非参加してほしいと思える学会で有意義な時間となりました。今回得た情報を WMO の業務にどう関わらせていくのか日々考えながらこれからも精進していきたいと思います。